

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会 理事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県介護支援専門員協会（以下「本法人」という。）細則（以下「細則」という。）第7条第3項の規定に基づき、本法人理事の選任に関する事項について定めることを目的とする。

(立候補)

第2条 理事の選任は、立候補制によるものとする。

(1) 立候補受付の時期は、本法人の定款第12条に規定する定時社員総会前の別に定める期間とする。

(2) 立候補は、理事立候補届（様式第1号）に本法人正会員3名の理事立候補者推薦書（様式第2号）を添付して理事長に届け出るものとする。

(3) 前号において、推薦者が推薦できる立候補者は1名とし、推薦者は立候補することはできない。

(4) 立候補者が、細則第7条第1項に規定する定員に満たない場合は、正会員2名の推薦があった者を立候補者とみなすことができる。

(5) 支部理事については、当該支部正会員のみが立候補できるものとする。推薦者についても同様とする。

2 前項に関わらず、本部理事のうち、次の団体から推薦を受けた者は、特別理事として立候補制を適用しない。

(1) 一般社団法人徳島県医師会

(2) 一般社団法人徳島県歯科医師会

(3) 公益社団法人徳島県看護協会

(4) 公益社団法人徳島県理学療法士会

(5) 徳島県慢性期医療協会

(理事選考委員会)

第3条 理事選任にかかる事務を行うため、理事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 委員は5名とし、理事会において選任し、理事長が任命する。ただし、理事及び監事を委員として選任することはできない。

(2) 委員の任期は、任命された日から理事就任のときまでとする。

(3) 委員は、理事に立候補し、又は立候補者を推薦することはできない。

(公示)

第4条 委員会は、10日以上20日を超えない範囲で立候補受付期間を定め、これを立候補受付開始日の2週間前までに公示する。

2 委員会は、立候補届及び立候補者推薦書の受付及び審査を行い、立候補受付期間終了後、第3条第1項第2号により届け出られた理事立候補届及び理事立候補者推薦書を公示するとともに、理事候補者名簿を作成する。

3 前項において、立候補者が細則第7条第1項に規定する定員を超えた場合は、理事候補者名簿への登載順番を決めるため、正会員による投票を行う。

(投票)

第5条 前条第3項による投票は、次により行う。

(1) 委員会は、立候補受付期間終了後、10日以上20日を超えない範囲で投票期間を定め、これを投票開始日の2週間前までに公示する。

(2) 投票は、本部理事の場合は全正会員により、支部理事の場合は支部正会員により行う。

(3) 委員会は、前号による投票の結果を公示するとともに、得票数の多い者から順に定員に達するまでの者により理事候補者名簿を作成する。

(理事候補者名簿の公示)

第6条 第5条第2項及び前条第3号により作成された理事候補者名簿は、議案とともに定時社員総会に提出する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(雑則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月27日から施行する。
- 2 この規程の施行前に選任された理事は、この規程により選任されたものとみなす。

徳島県介護支援専門員協会 理事立候補届

私は、徳島県介護支援専門員協会理事選任規程第に基づき、令和8年度改選の理事に立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。

令和 年 月 日

住 所： _____ (市・町・村)
氏 名： _____
連 絡 先： _____

1 立候補区分： _____ 本部 _____ ・ _____ 東部 _____ ・ _____ 北部 _____ ・ _____ 南部 _____ ・ _____ 西部 _____
※該当する区分を「○」で囲むこと。

2 勤務先： _____

3 主な活動歴： _____

4 立候補理由： _____

5 推薦者氏名

①： _____ ②： _____ ③： _____

注1：住所は「市町村名」までの記載で構いません。

注2：協会ホームページで公示する際は、「住所」「連絡先」は非公開とします。

徳島県介護支援専門員協会 理事立候補者推薦書

私は、徳島県介護支援専門員協会理事選任規程に基づき、令和8年度改選の理事立候補者を次のとおり推薦します。

令和 年 月 日

住 所： _____ (市・町・村)

勤 務 先： _____

氏 名： _____

連 絡 先： _____

1 推薦する立候補者の氏名： _____

2 推薦理由： _____

注1：住所は「市町村名」まで記載で構いません。

注2：協会ホームページで公示する際は、「住所」「連絡先」は非公開とします。